

林政審議會施策部会

第1回議事録

林野庁

第 1 回 林 政 審 議 会 施 策 部 会
議 事 次 第

日 時：平成29年 8 月29日（火）13:30～14:57

場 所：農林水産省第3特別会議室

1 . 開 会

2 . 林 政 部 長 あ い さ つ

3 . 議 事

（ 1 ） 平 成 28 年 度 森 林 ・ 林 業 白 書 の 総 括 に つ い て

（ 2 ） 平 成 29 年 度 森 林 ・ 林 業 白 書 の 作 成 方 針 （ 案 ） に つ い て

（ 3 ） そ の 他

4 . 閉 会

○山口企画課長 それでは、時間になりましたので、早速、始めさせていただきます。

私、7月10日付けで企画課長に着任しました山口と申します。先生方にはこれから白書について後審議いただきます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに、同じく7月10日付けで着任いたしました林政部長の渡邊から御挨拶を申し上げます。

○渡邊林政部長 7月10日付けで林政部長を拝命いたしました渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、各先生の皆様方にはお忙しい中、施策部会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶したいと思います。初めに昨今の林業を巡る情勢について御説明したいと思います。

御案内のとおり、森林資源につきましては、戦後、植林をしてきたものが利用期を迎えまして、森林資源の活用が図られる時期になってきておりますが、森林の伐採につきましては、なかなかそれを経済的に全部利用しきれない状況でございます。林業の成長産業化というのは、農林水産省の中では農業、水産業に合わせて3つの柱として、非常に大きな政策課題になっておりますが、林業の成長産業化を目指す上でも、しっかり森林資源を活用していくということが重要でございます。

政府全体でも本年6月に未来投資会議が「未来投資戦略」、いわゆる成長戦略というものを決めております。その中でも「林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理のため、森林の管理経営を、意欲ある持続的な林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを検討する」というふうになっておりまして、政府全体を挙げて目指すべき政策とされております。

また、7月には御案内のとおり、日EU・EPAの大枠合意がなされまして、政府といたしましては、「効率的な林業経営が実現できる地域における原木供給の低コスト化」等の対策をこれから秋に向けて検討していくという情勢になっております。

また、一方で森林環境税というのもございまして、昨年の与党税制改正大綱の中では、森林環境税の創設に向けて、具体的な仕組みを検討して、30年度の税制改正要望で結論を出すということになっておりまして、今年の冬にはこの新たな税制についての方向性が決まる、そういう状況になっております。

本日の施策部会では、昨年の森林・林業白書の総括をしていただいた上で29年度の白書の取りまとめの方向性について御議論いただくこととしておりますが、今申し上げたような情勢を踏まえて、「新たな森林管理システム」を作っていこうということで、林野庁が今検討している最中でございます。そういう観点を踏まえて、そのシステムを構築していく上での課題と、その方策について、我々として整理をしたいと思っております。白書でもそういう点について記述をしていただきたいと思いますと考えており、そのような観点を踏まえて、本日、御審議をいただければと思っております。

本日は、先生方からさまざまな忌憚のない御意見を頂戴して、活発な議論が行われることを期待しております。今後とも先生方の御協力をお願いいたしたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○山口企画課長 次に、議事に先立ちまして、会議の成立状況を報告させていただきます。

本日は、委員の皆様、7名全員に御出席を賜っておりますので、本日の会議は成立しております。

また、林野庁の出席者でございます。お手元に配付している座席表のとおりでございますが、7月10日付けの人事異動で、矢野整備課長、吉村経営企画課長、橘業務課長が着任しております。どうぞよろしくお祈いします。あと、森林利用課長は遅参するというところでございます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。資料1、資料2、参考資料1、2となっております。漏れなどございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。土屋部会長、よろしくお祈いいたします。

○土屋部会長 それでは、皆様改めまして、こんにちは。非常に御多忙な中、また、暑さがかなりぶり返してお暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。今回は委員の方全員が御出席ということで、いい議論ができるかと思っております。

平成28年度森林・林業白書につきましては、委員の皆様の御協力によりまして、去る5月26日に閣議決定・国会報告・公表を行うことができました。

それを踏まえまして、本日は、まずはその平成28年度森林・林業白書の総括をやります。続きまして、平成29年度、この新しい森林・林業白書の作成方針について議論するという事になっております。

今回は、15時までの1時間半なんですけど、この施策部会は委員が少ないこともありまして、全員の方から御意見をそれぞれの議題についてお伺いするつもりですので、御準備いただければ

ばありがたいと思っております。

それでは、まず平成28年度森林・林業白書の総括について、事務局から御説明をお願いいたします。

○山口企画課長 それでは、説明をさせていただきます。

資料1を御覧ください。28年度森林・林業白書の総括でございます。

まず、閣議決定・公表までの経緯でございますが、お手元の資料のとおりでございます。前年度に引き続きまして、冒頭にトピックスを設けてございます。トピックスの内容としては、新たな森林・林業基本計画の策定、森林法等の改正、クリーンウッド法の成立、CLTの基準の整備とロードマップの公表、あとは熊本地震と台風災害を取り上げてございます。

白書本体では、現状・課題を分析的に記述するという方針で、先生方の御指導をいただきながら作成しています。このうち、特集章では、「成長産業化に向けた新たな技術の導入」をテーマに、林業の成長産業化を図る上で基礎となる新技術の導入、あるいはその課題について整理をしております。

また、作成過程ですけれども、昨年の8月以降、施策部会を3回開催し、委員の皆様にご審議をいただきました。その上で本年の4月に林政審での諮問・答申が行われて閣議決定に至ったということでございます。

閣議決定後の動きでございます。

まず、報道の関係ですが、残念ながら全国紙の掲載はなかったものの、共同通信、時事通信の配信を通じまして、北海道新聞、東京新聞、中日新聞を始め、多くの地方紙で紹介をいただいております。また、日本農業新聞では1面で論説、2面で紹介記事で掲載をいただいていたところでした。

業界紙の関係では、4紙において、新たな技術、人材育成、輸出、木材自給率について記載いただいております。詳細については、3ページ、4ページの別添2と、お手元に「机上配布資料」として記事の内容を配付しております。

普及については、閣議決定本の配布、市販本の出版、説明会の開催、紹介記事の投稿などに例年同様、取り組んでございます。総計は、説明会は35回、約1,300人の方々がお集まりいただいて、白書の内容の説明を行っております。こちらは、別添3で、御紹介をさせていただきます。

閣議決定本の配布につきましては、3,800部印刷をしております。このうち970部を国会に提出するとともに、関係府省、都道府県等に配布をしております。

また、電子データにつきましては、農林水産省のホームページに掲載をして広く紹介しております。

市販本につきましては、現在、2者、全国林業改良普及協会、農林統計協会にて出版をいただいて、合わせて6,450部を出版しているところでございます。

説明会については、先ほどと重複いたしますが、林野庁企画課の担当者が35回、約1,300人に内容を説明しております。アンケートの詳細につきましては、また後ほど御紹介させていただきたいと思っております。

大学では、北海道大学を始めとして、土屋先生の農工大のほうにも伺わせていただいて、説明会を開催しております。その他、ジャーナリスト対象の説明会も開催しております。

紹介記事につきましては、以下の8回の紹介記事の投稿をさせていただいております。また、農水省、林野庁においては、フェイスブックを通じて、いろいろな情報の紹介に努めており、白書の紹介記事につきましても、農林水産省と林野庁のフェイスブックにおいて投稿しております。

今回の白書への評価ですけれども、全般的には「背景知識がない方にも分かりやすくつくられている」、「グラフは見やすく引用しやすい」というような評価をいただいているところでございます。

あとは、トピックスでも、「初めに読みやすい工夫が良い」とか、あとは第I章等に関しても書いてあるとおりであり、おおむね好評を博しているというふうに考えております。

一方で、「林野庁の各技術に対する立ち位置が見えづらいように感じた」ですとか、あるいは、「林家と林業経営体の規模拡大の傾向が見てとれるとあるけれども、定義の変更によるところもあるので、規模が大きくなっているとは単純には言えないのではないか」といったような御指摘もいただいておりますので、29年度の白書の作成に向けてはこうした指摘、あるいは、森林・林業白書を通じて、森林・林業のすばらしさ、課題、今後の重要性について、より国民の皆様方に語りかける方法はないのかというようなことを、さらに工夫して参りたいと考えております。

資料1の説明は以上とさせていただきます。

○土屋部会長 ありがとうございます。

それでは、今御説明いただきました平成28年度森林・林業白書につきまして、内容についてのもう一度改めての御意見や御感想でも結構ですし、それから白書ですから、さまざまな媒体を通じて国民に読んでいただき、理解していただく必要があるんですが、その部分についての

御意見やコメント、もしくは御提言でも結構なんですけど、御自由に挙手していただいて御発言いただければと思います。

○田中委員 今回の白書は、なかなか大変よくできておりまして、岡山県の関係でいけば、アンテナショップの記事であったり、あるいは、木材利用促進条例が制定されたということを書いていただき、ありがとうございます。

広報なんですけれども、我々木材業界にありまして、一番木材業界で読まれている部数が多いのが日刊木材新聞でございまして、残念ながら、日刊木材新聞では白書の内容というのが取り上げられていない。材木屋さんが大体読んでいる新聞なものですから、今後は是非ともこちらのほうにも情報を流して、記事にさせていただくようお願いしていただければ、我々、木材業界のメンバーにも白書の位置付けがわかりますし、また白書を読む人も増えるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○土屋部会長 ありがとうございます。何点か質問やコメントいただいてからお答えいただくようにしましょうか。

○葛城委員 今の田中委員の御意見にも関連するんですが、やはり、全国紙に掲載がなかったというのが残念だなと改めて思います。私の記憶に間違いがなければ、たしか1年前のこの場で土屋部会長の御発言で、来年は何としても全国紙に掲載を目標にしましょうという議論があったかと思います。それで私なりにどうしたらいいかなと考えてみたんですが、一つ参考になるかもしれないと思うことがあります。私、ここ十数年来、全国森林組合連合会が年の初めになさっている「森林の仕事ガイダンス」に参加させていただいているんですけども、今年、すごくインパクトのある映像が流れたんです。業者がつくったということでしたが、短めの映像で、若者が朝日がきらきら輝く中をチェーンソーを持って森の中に入って行って、生き生きと仕事をしている。それで、今ドローンの時代になりましたので、今まで見たことがなかったような、ドローンを使った伐倒シーンの空撮映像なんかも、瞬間的になんですけれども、非常に効果的に使われていて、私も含め、その場にいた人、今年の映像いいねと、みんな心を奪われたんですね。

何か、あれに相当するような、白書に関しては動画というわけにはいかないと思うんですけども、イメージ映像的な、中身を一つ一つ細かく説明するのではなくて、手にとりたくなるような紹介、何か短くまとめた紙媒体でもいいんですけども、あとはネット媒体も今は効果的かと思いますが、そういった何かインパクトのある、思わず手にとりたくなるような一工夫

を来年はできたらいいかなと思いました。

以上です。

○土屋部会長 ありがとうございます。

広報のあり方について2つ御提言があったと思うんですが、それで少しいかがですか。

○山口企画課長 広報はとても重要な課題だと思っています。特に委員の皆様方の御議論を通じて、森林・林業の課題とか方向性といった、せっかくお取りまとめいただいたものをどうやってそれを国民の皆様にご理解いただいて、森林・林業の応援団になっていただくかという観点から、広報という取組は極めて重要な取組であると認識しております。

葛城委員がおっしゃられたように、広報に当たっては、長々と説明してもわからないので、いかにキャッチーに各新聞社さんに訴えていくか。田中委員がおっしゃられたとおり、日刊木材新聞に取り上げられていないということであるとすると、情報発信の仕方まで含めて、どうやったら取り上げていただけるのかを我々としては追及していきたいと思います。

そういう意味で、葛城委員がおっしゃられた映像となるとむずかしいかもしれませんが、キャッチーにわかりやすくイメージを持ってもらえるように、どういうことを発信すると共感を持ってもらえるのかということを中心に、発信の仕方の工夫をしていかなければいけないと思っています。また、そういう面でも先生方からいろんな形でお知恵をいただきながら、我々も汗をかいていきたいと思っています。

○土屋部会長 ありがとうございます。

先ほど葛城委員からありましたように、去年は全国紙に何とか載せようと言ったのを覚えているんですが、その前に少なくとも業界専門紙は必ず押さえるというのは基本かもしれませんね。

○丸川委員 私も、企業で広報をやっておりましたので、企業の広報をやっていても、なかなか新聞等で掲載される打率というのは低いものなので難しいんですけども、一つは共同通信と時事通信という、特に共同通信という地方に発信されるというところできちんとPRできている、これは非常に高く評価をすべきだと思います。地方創生という意味でも共同通信等を通じてやるというのはいいと思います。

それから、全国紙の掲載がなかったことは、大変残念ではあったと思うんですけども、なかなか、リリースだけで全国紙が書くというのは非常に難しいことだと実感しております。それとは別に、一度リリースした後は、例えば課長さんとか、どなたでもいいんですけども、少しじっくり対話できるような形で取材にトライしてみるというのがいいのではないかと

思います。

要するに、全国紙全部に出るということも大切なんです、個別の新聞社に一つ、例えば、四大紙で出るということは非常に大きなことです。むしろじっくり受けとめてくれる可能性もありますので、いわゆる業界紙と一般紙の間の専門紙も含めて個別にやられるというのも一つ手かなというふうに思っております。

○土屋部会長 ありがとうございます。

○塚本委員 丸川委員と重複しますが、共同通信の配信で、北は北海道新聞から南は琉球新聞まで、全国を縦断する形で地域に密着した地方紙に取り上げられており、非常に高く評価しています。

本県は有数の森林県ということもありますが、地元紙の高知新聞では白書について丁寧な報道がされてきました。高知新聞は、本県では圧倒的なシェアで、ほとんどの県民が購読しており、全国紙よりも影響力が強い新聞です。その紙面に掲載されることは、とても重要なことだと思います。特に、本県では今年4月に「県産木材の供給及び利用の促進に関する条例」が議員提案によって制定されたこともあり、県民の皆様に関心が高まっているときでもありましたので、白書を通して、この1年間森林・林業の状況がどうであったか、また、全体的な傾向はどうかということ、県民一人一人にお伝えしていくことは非常に重要なことではないかと思っております。今後も、是非、このような取組を続けていただきたいと思っております。

それから、全国の大学などで説明会を開催されており、今年は計21回で、740名の方が参加をされたということですが、これから林業を目指す若者達がこのような機会を持てることは、非常に貴重なことではないかと思っております。

岐阜県立森林文化アカデミーでも説明されたとのことですが、次年度は他の林業大学校にも広げていただき、次世代を担う若者達が林業の現状を正しく理解できる機会をより多く持てるようにしていただきたいと思っております。

○土屋部会長 ありがとうございます。

○松浦委員 今、大学で21回におよぶ説明会を開催し740名の参加があったとお聞きしました。一方、林業大学校、例えば京都府立林業大学校などは5年くらい前にできたですけれども、普通の大学だと公務員試験対策用などの意味もあるかもしれませんが、林業大学校は実践を担うことから日本における森林・林業の現状を周知徹底し把握いただくことが重要だと思いますので、説明会を設けていただきたいなと思っております。加えて、可能かどうかは全然私は分かりませんが、林業大学校のカリキュラムの中に、集中講義とか特別講義みたいな形でコミットし、林

野庁の職員が講義をすることで、白書の内容についての理解がより深まるのではないかと考えています。

それらは外部教育ですが、内部教育としても、例えば高尾の研修所で国有林の技術者教育が行われていると思います。多分、現場の主任クラスの方達は目先の業務が忙しく、オールジャンの森林・林業の現状と問題点についてはなかなか知る機会がないというか、どうなっているかわからないこともありますので、そういった意味でも白書を用いた内部教育も充実していただきたいと思っております。

それともう1点、先ほど新聞等に掲載されたことがメインに報告されましたが、私にとって、公表された白書のPDFがどれだけダウンロードされたかということが非常に気になっているところです。気象庁の温暖化レポートなどと比べて少ないかもしれませんが、これがどこでダウンロードされて、どのように活用されているかというところを、できるのであったらフォローアップしていただいて、今後の白書作成の参考にしていただきたいなと考えています。

以上です。

○中越委員 28年度の白書の、いわゆる会議には最終回に出席をさせていただいたのですが、私の申し上げたいことは、先ほど林政部長からも話がありました、森林環境税、これを導入する、しないということが今年の暮れに決定されます。我々としては導入されて、そうした財源が是非森林に入ってくればいいかなと思っております。

そうしたことで、より国民に森林へ目を向けていただく、理解をしていただくということは、これもやっぱり白書をしっかりPRして、国民の皆さんに今の森林の状況、日本の木材産業の状況というものを理解していただくことが重要であろうと思っております。来年はよりそういう面でも力を入れていただけたらいいかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○土屋部会長 ありがとうございます。

たくさん委員からコメント、御提言をいただきましたので、よろしくお願いします。

○山口企画課長 委員の皆様からは、より前向きに積極的に対応するよという御指導をいただいたと理解しています。基本的には私もそういう方針でやっていかなければいけませんし、特に中越委員がおっしゃられたとおり、来年は、いろいろな意味がある年で、森林環境税や新しい森林管理について御理解をいただかなければいけない中で、白書というものの位置付けもさらに重要性が増してくるだろうと考えております。発信もどうやったら多くの方々に理解していただけるのかということにさらに意を用いなければいけないと思っております。

丸川委員、塚本委員から、地方の発信という点で共同通信に配信していただいた上で地元紙

に載るといのはとても重要だという御指摘がありました。私も地方の出ですので、そういう意味では地元紙の重要性というのは理解をしているつもりですし、そういうところで多く取り上げることは、全国紙と車の両輪でやっていかなければいけないと思っております。

そういう意味では、今年もしっかり取り上げていただいていますし、来年もさらにその輪が広がっていくように対応していかなければいけないと思っております。

あと、林業大学校などを中心にもっと様々な形で発信をしていかなければいけないんじゃないのか。当然、これからの森林・林業の担い手として、林業大学校に通われている方々とどのように向き合うのかというか、どのように一緒にタッグを組んでいけるのかというのは重要な政策課題でもありますので、そのきっかけとして、当然、白書を利用してお互いの情報交換をするというのも委員の皆様から御指摘をいただきましたので、どういう形でそれが上手にできるのか今後検討してまいりたいと思います。

松浦委員のほうからダウンロード数の話がありましたけれども、ダウンロード数はわからないのですが、白書のトップページにアクセスした数でいうと9,046、実際、PDFを見た方が7,660となっています。この数をどう評価するかというのもあるわけですが、我々として、多分、中越委員からもありましたとおり、来年はそういう意味では森林環境税ということもあって、もう少しアクセス数は伸びるかもしれないなとは思いますが、アクセス数を増やすための方策についても、どういう方法があるのか、上手にやる方法を考えていきたいと思っております。

○土屋部会長 ありがとうございます。

実は、白書のPDFのダウンロードのところは、私は結構不精なものでよくアクセスしてしまっていて、その7,600のうちに入っている可能性があるのも、しまったなと思っているところなんですけれども。

内容についてですか。どうぞ。

○丸川委員 今、ふと思ったんですけれども、7ページの(3)その他で、政策金融公庫にPRされているようですが、日本政策投資銀行にもされたらどうかなということです。非常に熱心にレポートも書かれておられますし、日本政策投資銀行へもやられたらどうかなと思います。

○山口企画課長 日本政策投資銀行について、私も昨日セルロースナノファイバーのレポートを見させていただいているところだったので、日本政策投資銀行との交流の仕方についても検討させていただきたいと思います。

○土屋部会長 ありがとうございます。

実は2番目のほうになるべく時間を割きたいところなんです、まだ昨年度の白書の内容について特にコメントをいただけていないので、これは全員にいただかなくても結構なんですけれども、どなたか少しそれについてコメント等あれば。

○葛城委員 別添4の第I章に関する評価の一番最後にあった「林野庁として各技術の位置付けが見えづらいように感じた」ということに関して、これを作っている最中は、私自身は全く気にしていなかったことなんですけれども、改めてこういう意見が出てくると、これは意図的に位置付けを見せないようにしたのか、それとも、そこまで思い至っていなかったのか、どちらなんでしょうか。意図的というのは何か勝手に評価しちゃうのも悪いなと思われたのかな、どうなのかなと思って。お願いします。

○山口企画課長 これは多分、白書の作り方として、特集章を含む動向編という部分については、林野庁がこうやっていますというのではなくて、どちらかというと今の林業の現状、今回でいえば新技術の現状、あるいはその持っている課題というのを分析的に記述をするという観点で記載しておりまして、成長産業化の部分で必要になる施策で林野庁としてこう取り組んでいくんだというのは、2部以降の施策編のほうで、ある意味重複した形で取り上げてこういうことをやっていきますと書いております。そういう意味では2段構えになっている中で、特集で林野庁でこういうふうに取り組んでいくんだということについては、林野庁の施策というのが2部に書いてある関係もあって、少しわかりづらいという御指摘だったのかなと思うんですけれども、我々としては、白書の、特に特集章・動向編の使命としては、このテーマにおける現状がどうなっていて、何が課題になっているのかというのを、林野庁の施策というのとは若干離れた形できちんと整理をした上で国民の皆様に理解いただくということがまず大切なことなのかなと思っておりますので、そういう方針でお許しいただければと思います。説明会等での説明の仕方としては、動向編で説明して、施策についてはこの2部でこういうふうにするということになっているんだよというような形で補いながら、より丁寧に説明をしていく必要があるのかなと考えております。

○土屋部会長 ありがとうございます。

今の葛城委員の御質問にも関係するんですけれども、恐らく今の段階ではさまざまな技術がいろんな方向に発展しているので、それについて位置付けというのは結構難しいことかもしれないですね。審議のときにも申し上げたことなんですけれども、それはある時間が経つとそれなりにいろいろな評価ができるようになると思うんですね。恐らく技術のことを白書で取り上げたのは、今回の前は昭和62年が最後なんですね。ですから、もう大分経って、また技術を取

り上げたんですけれども、もう少し頻繁にというんですか、これから恐らく技術というのは非常にいろいろな方向に発展していきたくらうし、そのスピードも早くなってくると思うので、是非次回は、もう少し短いタームでやられて、そのときは少し位置付け的なところも含めた議論が白書でできるといいなと思っております。

ほかは内容についてコメントはいかがでしょうか。なければ、これについてはまたこれから引き続き思いついたら事務局に言っていただくとして、これから施策部会で何回か検討していくところの、平成29年度の白書の作成方針、次の白書を作る一番大事なところですので、そちらのほうに進みたいと思います。

それでは、まず事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○山口企画課長 資料2に入らせていただきます。

平成29年度の森林・林業白書の作成方針（案）でございます。

白書の構成といたしましては、28年度の白書と同様に、まず、トピックスを設けさせていただいて、特集章で特定のテーマについて詳細な分析を行い、通常章は、基本計画の柱立てにも沿って、森林の整備・保全、林業と山村（中山間地域）、木材産業と木材利用、国有林野の管理経営、東日本大震災からの復興という章立てにして、森林・林業全般についての現状・課題の分析を行いたいと考えております。

29年度に講じた森林・林業施策、30年度に講じようとする森林・林業施策につきましても、基本計画を踏まえた項目立てにしようということ考えているところでございます。

続きまして、特集章のテーマでございます。先ほど林政部長の渡邊からも御挨拶申し上げておりますが、基本的に、今、戦後造成した森林資源が充実して本格的な利用期を迎えている一方で、零細な森林所有者が森林経営に意欲を失って、なかなか伐採の委託も進んでいない、あるいは、素材生産業者と製造業者の間での取引が重層的に行われていること等によって、我が国の林業は森林資源を蓄積、成長量に応じて経済ベースで十分に活用していないのではないかというような問題意識を持ってございます。

そういう中で、今年の6月に決定された政府の「未来投資戦略」の中では、「林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理のため、森林の管理経営を、意欲ある持続的な林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを検討する」と位置付けられてございます。

こういう検討の中で森林環境税の検討も一体的に行われるという形になってございますので、新しい仕組みを活用する地域につきましては、路網の整備ですとか機械導入を重点的に支援す

るですとか、あるいは、素材生産業者と製材業者の直接的な取組を促進して流通コストを削減する、これも日EU・EPA等の関連でもさらに重要性が増していることですので、そうした点でも具体的な検討を進めているところでございます。

これを受けて、29年度の森林・林業白書の特集章のテーマとしては、「新たな森林管理システムの構築」といたしまして、当然、今も森林の蓄積ですとか間伐の促進とか、そういう点ではこれまでの施策をベースに伸びてきているわけでございますけれども、その循環型の経済システムを森林・林業においてもしっかりと位置付けていく観点からも、森林資源を経済ベースで最大限かつ効率的に利用できるように、さらにどのようなことを検討していくべきかですとか、あるいは、経済ベースに乗らない適切な管理が行われない森林を市町村など公的主体が適切に管理をしていくための取り組むべき課題につきまして整理をして、国民に周知を図っていくこととしてはどうかと考えておるところでございます。

最後になりますけれども、今後の予定といたしましても、これも28年度の白書と同様、3回施策部会で御検討いただいた上で、今年と同時期に閣議決定を目指すような段取りで進めていければと考えておるところでございます。

○土屋部会長 ありがとうございます。

それでは、これから検討に入りたいと思いますが、テーマについて御意見をお伺いする前に、白書の構成について、もしも御意見があればいただきたいんですが。つまり、提案はトピックス、特集章、通常章、それから講じた施策と講じようとする施策という構成でいく。講じた・講じようとする施策については、これは絶対に載せないといけないことなので、これは置いておきますと、トピックス、特集章、通常章という構成自体について何か御議論や、もしくは違う御提案というのがありましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。

これはよろしいですか。トピックスができて非常にわかりやすくなったという面もありますので、当面続けていいんじゃないかと思っておりますので、29年度も続けるということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

そうしましたら、内容に入りたいと思います。

今回のテーマとしては、「新たな森林管理システムの構築」、一応仮称ですが、というのが挙げられています。御承知のとおり、今回の会議の中でも何回か触れられているように、森林環境税の制度の検討が進められているということを踏まえて、新たな政策を林野庁で今お考えのところだと思います。そのベースになるようなさまざまな分析やその取りまとめ、整理を

行おうというのが今回の大きな目的だと思います。この提案に対する方向修正、付加すること等について、是非忌憚のない御意見をいただければと思います。

これも御意見は特に指名いたしませんので、自由に御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

○田中委員 今回の「新たな森林管理システムの構築」というテーマは、何か一步、一つ足を踏み出したなという印象を受けております。なおかつ、今年度中に森林環境税の制度を整える、まだ最終的には決まっていませんのであれですけれども、財源の準備があるということであれば、今までの森林管理のシステムがこの財源を基に一步前に入る可能性があるということで、タイミングとしてはいいですし、大変重要な位置付けではないだろうかと思うわけですが、現在の森林環境税の議論では、直接、市町村のほうに配分をする仕組みというように聞いております。

現状として、岡山県でも林業や山の専門家がいないという市町村もございまして、なかなか財源が下りてきてもそれに対応する人材がいない。お金がそのまま入ってくると、一般財源化してしまって、山に使われる資金があらぬところで使われてしまうという危険性もあるということで、岡山県等は県のほうにも財源を入れていただきながら、山の整備を一致してやっていきたいという話をしているように県からは聞いております。

ただ、たまたま、先日、野党の議員さんとちょっとお話をしたところ、市町村のほうに直接行くんだったら賛成するけれども、変なほうに回るのであればそれは反対だみたいな、そういう話もされていますし、非常に複雑なんですけれども、お願いでありますけれども、市町村が有効に使えるようにするためには、県というのがやはり専門家という人材を持っておりますので、県のほうにも、森林管理システムの構築ができるように森林環境税を上手に使って行って、税制が改正されたときに実際にものが進むように、やっていただきたいという具合に思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○土屋部会長 ありがとうございます。

今の田中委員の御発言に関連した御発言はありますか。特にありませんでしたら、これは小坂計画課長がいいのかな。

○小坂計画課長 田中委員のほうから森林環境税のお話がありまして、白書とは直接関係ない部分にもなるかもしれませんが、今の検討状況をお話ししますと、田中委員おっしゃったとおり、市町村の体制というのは結構まちまちで、非常に人材もいて頑張っているところ

るもあるけれども、そうじゃないところもあるというのは我々も事実だと思っています。

そういう中で、市町村の体制をどう支援するのかというものを、例えば、今、地域林政アドバイザーとか、そういう嘱託職員を雇ってもらおうとか、いろんな手立てを提案はさせていただいているところでございます。

そういう中で、先般、全国知事会がございまして、知事会のほうからもなかなか市町村全てがうまくはいかないだろう。だから、県が市町村をサポートする役割を位置付けてくれ、それに見合う財源も回してくれというような提案もいただいています。ですから、我々もこの知事会の提案はきっちり受けとめて、県も交えてどういうふうに市町村がきっちりできるような、市町村主体の森林整備という形の中で、県がきっちりサポートできるような体制を考えていきたいというふうに思っています。そのあたりはこの前の知事会の提言を踏まえて、また総務省なり、今、税の検討会が動いていますので、その中で議論してどんなやり方、どんな仕組みがあるかということはやっていきたいと思っていますので、その部分はこれからになりますけれども、田中委員の問題意識は我々も総務省も含めて共有しながら、税としてどういう形ができるだろうか、そういうことを整理して検討していきたいと思っています。

あともう一つ、新たな仕組みのお話との関連を若干お話しますと、こういう形でやはり条件が不利でなかなか所有者が間伐とかできない。そういうところを国民の皆さんに新しい財源を出していただいて、整備させてくださいと、そういうものが森林環境税でございます。

そういった中、林業で回せるところも今までどおり何もやらないというわけじゃなくて、ここにあるように、意欲と能力のある方につなぐ、林業で回すところを新たなスキームできっちりやっていく姿をつくるというそういう努力もした上で、それでもやはり手の届かないところを森林環境税でお願いするというのが大きな枠組みかなと思っています。今回のこの新たなスキーム自体を森林環境税と1対1というんですか、森林環境税を財源としてやるというよりも、どちらかという林業でできるところをきっちりやって、それでできないところを新たに国民の皆さんに、そういうものをこれから考えていくのかなということで進めているところでございます。

○土屋部会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、御質問や御意見、どうぞ。

○塚本委員 先ほどの田中委員と関連しますが、今までの御説明から、今回のテーマは森林環境税という新たな税の導入と密接に関連があると思いますが、そういう点からもテーマとなっています「新たな森林管理システム」について全体像をきちんと示す必要があると思います。

戦後植林された森林が成熟している状況で、経済的に成り立つ森林と成り立たない森林に分け、成り立たない森林において適正な管理が行われない箇所について市町村が対応していくということのようですが、少し心配なのは、森林所有者のモラルハザードの問題です。森林所有者には本来管理責任があり、その点を整理したうえで、きちんとした説明をしていかなければ、国民の皆様方の御理解は進まないのではないかと危惧しています。そのような点も含めて、テーマである「新たな森林管理システム」についての考え方や全体像を、白書の中でわかりやすく明確にお示しいただければと思います。

○土屋部会長 今の塚本委員の御意見は、今すぐに森林管理システムについて説明せよということではないですね。

○塚本委員 ないです。そういう点に御配慮いただければということです。

○土屋部会長 今の塚本委員の御発言に関連した、もしも御意見があれば、少ししていただいで一緒に考えていますが、いかがですか。ひとまずよろしいですか。

他はいかがですか。別の関連のことで結構です。どうぞ。

○丸川委員 森林環境税の議論はこれから国の中でされていくということですし、今、計画課長さんがおっしゃったことで少しわかったんですけども、もう一回次で何か出てこないか、今の段階ではこの森林管理システムについては、この言葉に対するイメージのギャップというか、それぞれの方が持っているイメージが違う、違って当たり前というか、ちょっと議論しにくいなという感じです。それが一つと、白書そのものというのは、今ある、例えば29年度までにいろいろやってきたある事実を書いていくのか、その課題まで含めて書いていくのか。

前に牧元さんが林政部長のときにファクトファインディングだというふうにおっしゃっていましたが、やや公的なイメージが強い感じがして、さっき課長が言われたように、民間企業の我々もそうですし、森林組合さんも含めて、民がこういうことをやっていく中で、それを補う官としての何かとか、さっき御意見があったように、全体像が見えないと、個別論にいけないなという気がいたしました。ちょっと個別論がないのでなかなか言えないんですけども。

○土屋部会長 なかなか現時点ではお答えがしにくいところだと思うんですけども、やはり新たな森林管理システムということについて、我々委員の中でも内容を共有できていないので、少しヒントになるようなことを、多くは次回の施策部会での検討になると思うんですけども、もしも何かイメージがありましたらお願いしたいんですが。

○山口企画課長 今の私の理解ということで御説明をさせていただきたいと思うんですけど

も、先ほど来説明がありましたように、我が国の人工林の約半数が11齢級となる主伐期を迎えようとしている中で、条件のよいところは人工林においては主伐が行われているわけですが、未だその成長量の6割強が利用されていない状況にあります。

こういう中で、昨年定められました森林・林業基本計画の中でも林業成長産業化、地方創生のために森林資源という貴重な資源をどうやって活かしていくのかという観点で、その活用をより積極的に考えていかなきゃいけないわけなんですけど、我が国の森林の所有形態は皆様御承知のとおり、零細で、かつ、その森林経営を行う際に多数の所有者の同意が必要であったりとかいうことで、森林所有者の森林経営意欲というのはなかなか湧かない現状にある。

その森林所有者の7割は主伐の意向もないような状況だという中で、こういう森林所有者の動向を踏まえて、これをどうやってその意欲と能力のある素材生産業者を始めとする林業経営者の方々につないで、なるべくそういう方々のロットとか質とかまとめながら、川下の製材業者さん、あるいは流通業者さんにきちっと渡していけるようなシステムを構築していくためにも、この政府の方針で6月に決めてある森林の管理経営の集約化というのをどうやって実現していくのかということ、当然、今までの施策で一生懸命、林野庁としても取り組んできた世界はあるわけなんですけれども、そういう状況も踏まえながら、さらに一步進めて、そういう活用を促進していくために、何が今必要とされていて、それぞれのプレイヤーがどういう状況になっているのかということ、分析と優良事例、あるいは施策の方向性みたいなものを分析させていただくというのが、今後の林業の、あるいは森林の公益的な機能の確保という観点からも必要なのではないかと、今その方策について検討しているところでございます。

今の段階では、これがそうなんですということをお見せできないのでなかなか議論しにくいということは重々理解はしておりますが、一方でやはりこれからの循環利用型の森林のシステムを育てていくためにも、より一步進んでこの機会に何ができるのかということの掘り下げて検討していきたいというのが我々の気持ちでございます。現状の分析とかそういうところについては、是非委員の皆様にも今回積極的に御指導いただいて、よりよいものとなるように御指摘いただいた上で、そういうものの重要性、今後の森林・林業において、こうやって循環利用を促進していくことが重要だということ、国民の皆さんに御理解いただけるような形で、今回の白書というものをまとめさせていただけないかなというふうに思っている次第でございます。

○渡邊林政部長　ちょっと、私のほうからも補足をさせていただきたいと思います。

森林環境税の話が報道や何かでも話題になっていますので、それだけに焦点が当たりがちなのわけなんですけれども、我々が今考えていますのは、新しい税金をつくるということであり、国民

の皆さんに新たに税金として新たな負担をしていただくということですから、そういうことを考える上では、産業としての林業の部分がしっかり回らないから、では税金でやろうかというわけにはいかないのだろうと思っております。

そのために、森林環境税の議論と並行して、民間サイドの林業をしっかり振興して、まさに林業の成長産業化を図るということをしかりやっけていかななくてはならないということで、新たな仕組みを考えようというのがまず基本でございます。

そういう意味では、先ほどの丸川委員からの、民間でしかりやっけていただいた上で、官でどうするのかというお考えと全く同じということでございまして、そのときに、今、林野の関係では、森林資源は非常に充実をしてきたけれども、これを民間サイドがしかり利用できている現状にあるのかというところを、まず我々は課題として思っております。やっくと潤沢になったこの資源をいかに利用し、それを持続的に循環型で回せるような仕組みをどうやって民間でまず構築していただくのか、その一方で、そういうのにうまく乗せるのが難しいところは、民間の方々ではなかなか森林を維持できないということであれば、それは新たな負担をお願いして、公的サイドで何かできないか、こういうのが全体像ではないかと思っております。

その具体的な仕組みについては、その森林環境税のほうが先に、今年度の恐らく冬に決まります税制大綱の中で取扱いを決めるということですから、それに合わせて民間サイドのほうの仕組みについても、年末に向けてこれから検討していくということです。中身については今から政府内で議論がされますし、オープンな場でそういう議論がなされてまいりますので、今の段階でどういうことになっているというものを持ち合わせていないので、皆様になかなかそういうことを御説明できないわけですが、今年中に大体、中身は決まって、できれば我々としては来年度、そういう関係の法案も出せればと思っております。そういう中身については、今度の白書が出るのは来年の春ですから、それまでには大体中身が決まろうかと思っておりますので、段階を踏んで皆様方にも中身についても御議論いただいて、それを白書としておまとめいただけないかなというのが我々の提案ということでございます。

よろしく願いいたします。

○土屋部会長 ありがとうございます。

実は、この森林環境税に関しては、私も検討会に委員として参加しておりまして、かなりさまざまな角度から議論がされているところなんです、今、部長さんも言われたように、まだ必ずしも制度的な枠組みが完全に決まっているところではなくて、例えば県の協力をいただくかどうかはまだ決まっていませんし、それから、どの辺まで使うか、今御説明のあったような、

人工林の管理がどうしても行き届かないようなところの整備に限定するのか、もう少し広くやるかということもまだ議論の途中のところでした、林野庁としてもそれを踏まえた施策の具体的な検討にはまだ入れないということだというのは私も同意します。

ただ、先ほど塚本委員が言われたように、モラルハザードというのは検討会のほうでもかなり出ていまして、特に財政や税制の専門家の方々もかなりその辺は気にしているところなので、それをどうやってしっかりモラルハザードが起きないようにしていくかというのは、かなり政策上重要な部分だとは思っております。

森林環境税のことは今申しましたように、まだ確定していない部分があるんですが、森林管理システムについても、そういう意味ではまだ議論がいろいろあり得るところなんですけど、だからこそ、今だからここはちゃんとシステムに入れろということは言えるわけでした、いかがでしょうか。もしくは、ほかの論点でも結構です。

○松浦委員 今回の環境税と直接、関係があるか分かりませんが、多分、この源流は昭和61年の水源税に遡るのではないかと思います。その時は、確か省庁間の調整とか、あるいは定量的なデータが不足していたことで、私の思い違いかもしれませんが、水源税がなかなか日の目を見ることがなかったという経緯があったように思います。

そのような経験を踏まえ、今回の環境税かもしれませんが、新しい政府新税をつくるとなると、かなり定量的なきちんとしたデータがないと、多分もたないと思うんですね。研究的にもきちんとしたデータがあつて、その後は行政判断とか政治判断とかがあると思うのですが、基礎となる定量的なデータは、やはり随分前からきちんと準備しておいて、しかも色々なデータを積み重ねた上で新しい法律なり新税なりを創設することが可能になってくると思われま

す。この点において、日本には色々な研究機関や大学などがありますが、林野庁はそれらのポテンシャルを十分に活かし切っていない側面があるのではないかと思います。つまり、研究費や調査費、技術開発費などをうまく利用し、将来に向けて必要な林政のあり方に基づいた形で広く一般に公募し、調査研究や技術開発を進めていく、このような方策が必要でないかと思

います。研究者や技術者は、あるテーマの調査研究をこのような仕様書でやってくれということになると、それに沿った形で成果を出すことになります。そのような積み重ねが結果的には定量的なデータの蓄積につながり、新法なりをつくるときの説得性のある大きな根拠になると

以上です。

○土屋部会長 ありがとうございます。

実は、私の采配が悪くて時間があまり残っていない関係もありまして、この29年度の森林・林業白書の作成方針について、まだ御意見をいただいている委員の方々にまずは御意見をいただいて、御意見がないというのも結構ですが、一応、その機会を差し上げて、それからお答えをいただこうと思いますが、いかがでしょうか。

○中越委員 森林管理システム、いわゆる、その経済林と環境林、大まかにいえばそうだろうと思うんですけども、今の森林所有者というのは、特に森林組合の組合員の面積を見てみると、やっぱり、零細で小面積で、極端に言えば、2世、3世、いわゆる相続される方は、東京、大阪、高知であれば高知市内に出て、不在村という状況になっていまして、今の森林所有者というのは林地を手放したいというのが本音なんです。その財産管理もなかなか難しくなってくる、境界の管理もなかなか難しくなってくるということで、それはまだ地域としては経済林として存続していきたいという部分がありますので、森林所有者が手放すけれども、地域としては経済林として存続していきたいという部分も是非その中に考えていただいて、施策を打っていただきたいと思います。

そうすると、その森林所有者が林業経営するのではなくて、森林組合なりその事業体が請負なり受託でそうした森林管理、いわゆる原木の供給、そうした事業をしていくということですので、ちょっと林業経営とは若干違うのかなというふうに思います。

そうしたものは是非、これからはやっぱり、そうした地域の事業体、森林組合を強化していかなければ、なかなか生き残りができないんじゃないかなというふうに思っていますので、何か、白書とは若干違いますけれども、そのシステムの構築の中身について、是非、そのことも含めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○土屋部会長 ありがとうございます。

葛城委員、お願いします。

○葛城委員 ちょっと何か、斜に構えた見方になってしまうかもしれないんですけども、この特集章のテーマの文章を読ませていただいて、若干、経済ベースという言葉がいっぱい出てくるのがちょっと鼻につくと感じなくもないなという印象を持ちました。もちろん、これはあくまで林業というものを前提にして、その森林資源を経済ベースで十分に活用しようという前向きな意味で使われているのは理解しているんですけども、時代の流れで針広混交林にしていったり、必ずしも林業として使わない森も増やしていこうという中であって、経済ベースと

はちょっと違う価値観の森にも少し配慮した内容にもなるといいかなということを感じました。

以上です。

○土屋部会長 ありがとうございます。

これで一応全員に、私は意見言っていないんですけども、意見をいただいたと思うので、まとめて御回答をお願いします。

○山口企画課長 まず、中越委員、葛城委員から御指摘ありました、これはすみません、作成方針という紙の我々の頭の整理がよろしくなかったので誤解を与えているところがあるのではないかとも思いますし、そういうところも含めて、今後、委員の皆様から御指摘を受けながら、我々としてはこの検討を進めていきたいと考えておりますので、引き続き御指摘いただければと思うんですが、いずれにしろ、中越委員から御指摘いただいたような、いろいろなプレイヤーの方々の位置付けですとか、あるいは重要性みたいなものもしっかりと分析をしながら、課題の抽出もしていかなければいけないと思っておりますし、一方で、葛城委員の話もちょっと経済ベースという言葉が出過ぎているのかもしれませんが、経済ベースに乗らずに適切な管理が行われない森林の公的主体がどのように管理を進めていくかということも含めて、全体で議論を進めていく必要があると、当然、思っていますし、白書の中でもそういう部分もしっかり取り上げて検討していきたいと思っています。何とぞ、その辺のところはまた引き続き御指導いただければと思っております。

あと、松浦委員から御指摘ありました、環境税の話そのものをここで議論するという話ではありませんので、そういう意味ではどこまでというのはあるんですけども、今後の施策の検討、あるいは、今、エビデンスベースで施策を組み立てていくんだというのが全省庁横串での流れになりつつありますので、そういった観点からいえば、非常に御示唆に富む御意見だったというふうに私は理解しておりますので、今後とも先生の御指摘を胸に秘めながら、いろんな取組をやっていかなきゃいけないというふうに考えております。

○上研究指導課長 先ほど松浦委員からございました件でございますけれども、松浦委員も御承知のことかと思っておりますけれども、我々もいろんな研究テーマというものを森林総研ですとか、県の試験場の方ですとか、そういう方々にどういうテーマを取り上げていただくかということをお願いすることもありますし、独自にいろんな取組をやっていただいている部分もございます。

いろいろ、これから今の税の議論も含めて、森林・林業全体の議論をしていくときに、いろんなデータとか先取りをした研究テーマというのが必要かと思っております。ふだんの業務の

中で拾い上げているものもございますし、各ブロックごとに研究機関の方々を中心に集まっていただいて、ブロック会議も毎年やってきておりますので、その中から出していただいているもの、それから、最近では企業と研究機関、あるいは大学を含めてコンソーシアムを組んで、先の技術に取り組むというようなことも始まって、そういうやり方で先を見ていくというやり方もしております。そういういろいろな機会を捉えて、委員からございました、できるだけこの先々必要になるようなことを取り上げていくということも含めて、取り組んでまいりたいと思います。

○松浦委員 多分、林野庁の場合は昭和40年代後半ぐらいから研究開発予算を技術会議一本に集約したところに根本的な原因があるのかなと思っているわけです。その頃は特別会計がかなり潤沢だったので、技術開発とかの予算が結構あったと思いますが、その後国有林が赤字に転落したことで特別会計の研究開発予算がかなり先細りしてしまい、技術会議の方に頼らざるを得なかったという、非常に苦しい立場は重々承知しております。なので何とか改善していただいて、今後の林野庁の長期戦略やそれに伴う新法策定の根拠となるエビデンスを確保するためにも努力していただきたいと考えています。

以上です。

○土屋部会長 ありがとうございます。

今のところ、私も研究者の端くれですので、かなり同意するところもあるんですけども、恐らく、今度のこの新たな森林管理システムなり、森林環境税のあり方をめぐっては、恐らく自然科学だけじゃなくて社会科学のほうのバックアップもかなり必要になってくるんじゃないかと思います。これからシステムを構築していくに当たっては、その辺のところは是非行政としてもタイアップしてやっていただければと思っております。

もう時間が実は尽きかけているんですが、私も言ってもいいですかね、少し。一委員として少しコメントをさせていただきます。皆さんがあまり言われていないところを言うという感じになるんですけども、この特集章のテーマというのは別にルールじゃないんですけども、森林、林業、木材産業というのがある程度ローテーションしながらやっている部分があります。というのは、御承知のとおり、林野庁、もしくは森林・林業分野で扱う領域というのは非常に多岐にわたるので、川下から川上から、それから、多面的機能や自然環境まで含めたところまで、さらに山村まで含めて扱っているんで、それを順次ある程度強調して白書をつくっていくというのは使命ではあるわけです。

今回がその中でいうと、例えばこの参考2の5ページのところで見てもわかるように、森林、

木材産業、林業、技術導入ときたので、いわゆる森林のところに帰るところかなという順番なんです。それからいきますと、今回の委員の方の御意見にもあったように、経済ベースじゃない部分も含めた、いわゆる、森林管理システムというものを考えたときには、当然、経済林じゃない部分、区分でいえば天然生林のような部分についても管理には入るわけなので、その部分というのは御承知のとおり、生物多様性保全とか国土保全とかレクリエーション利用についてはむしろ主体になってくるわけで、それが一番の議論にはならないにしても、やはりそこまで言及する必要があると考えております。

それから、もう一つ、これは森林・林業基本計画のときにも申し上げたことで、繰り返しになって申しわけないんですけども、実は白書でも24年度のときには森林・林業再生プランについてのさまざまな紹介や内容、それに関しては分析をしたところでした。

それからかなり経って、森林・林業再生プラン当時と状況も変わっていて、さまざまな取組もされているわけですが、ちょっとその辺のところ、やはり森林・林業再生プランも人工林の管理を主に扱っていたわけで、それをある意味で総括、ないしは客観的に評価した上で、やはり足りないところはこうだということを出すとするのは、少なからず必要じゃないか、それを中心にしろということではないんですけど、やはりそれは踏まえるべきじゃないのかなというのがもう一つ思っているところです。

それから、もう一個言うと、恐らくこれはもう来年度以降の話になると思いますが、もしも森林環境税のようなことになって、市町村という役割が非常にクローズアップされてくると、もしかしたら次の話題としては山村のようなところが少し出てこざるを得ないんじゃないか。つまり、山村を中心にして市町村や、それからさまざまな主体がどういうふうこれから新しい森林管理に取り組んでいくのかというようなことが、もしかしたら次のテーマになるのかなと、勝手にこれは考えております。

以上です。

ほかに委員の方からもしもあれば短いコメントでしたら結構ですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

そうしましたら、次の施策部会ではもっとこの内容が出てきますので、そこでより突っ込んだ議論をしていただくことになりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、一応、もう時間があと2分ぐらいですので、事務局のほうにお返しします。

○山口企画課長 土屋部会長、本当に今日は、ありがとうございます。委員の皆様におかれましても、大変熱心な御議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

本日、皆様からいただいた意見を参考にして、今後の作業を進めてまいりたいと考えております。引き続きの御指導、よろしくお願い申し上げます。

次回につきましては、11月を目途に第2回の施策部会を開催いたしまして、29年度の白書の構成と内容について御審議をいただきたいというふうに考えております。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。